

鹿島田公会堂 管理運営規則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この建物は鹿島田公会堂と称し、所在地は川崎市幸区鹿島田 178 番地とする。その維持管理運営は町内会が行い責任者は町会長とする。
- 第 2 条 この公会堂は主として町内会行事に使用し、併せて町民の福祉親睦及び教養の向上に資するための用に供するものとする。
- 第 3 条 この公会堂の所有権は町内会が有する。但し登記名義人は手続き上川崎市幸区鹿島田 699 番地小島卓蔵氏とする。名義人を変更する時は、総会の決議を経なければならない
- 第 4 条 この規則の改廃は、町内会規約第 11 条に準ずる。

第 2 章 使用 及び 許可

- 第 5 条 この公会堂を使用するものは、所定の使用申込書を町会長に提出し許可を受けなければならない。
2. 町内会行事に使用する時は、当該担当部長を申し込み者と定める。
 3. 法人団体等が使用する時は、その代表者を申し込み者と定める。
 4. 町会長は、申し込み者に必ずこの規則を閲覧させる
- 第 6 条 前条の申し込みを受けた時は、町会長は“鹿島田公会堂使用規程”に基づき許可不許可を速やかに申込者に連絡する
2. 前項の許可を受けた申し込み者で使用料の支払いを要するものは、所定の使用料を会計に納付する。
 3. 許可を受けた申し込み者は許可証を公会堂管理人に提示しその指示に従って使用する。
- 第 7 条 災害その他緊急事態が生じた時は使用許可を取り消す事がある。
2. この時町会長は速やかに当該申込者に連絡し、受領した料金を返すか又は日時を変更する。
- 第 8 条 申し込み者が虚偽もしくは重要な事実を隠して使用許可を受けたことが判明した時は、町会長は直ちに使用を禁止させ、受領した使用料は返金しない。

第 3 章 管理人及び使用者の遵守事項

- 第 9 条 この公会堂の建物、附属設備、備品等を直接管理するために公会堂管理人をおく。管理人は町会長が任命する。
2. 管理人は、町内会役員、町民並びに利用者等の連絡、屋内外の清掃保安並びに備品の管理、貸出返納の立会の掌に当る。
- 第 10 条 建物使用者は管理人の指示に従い会場を清潔、静しゅくに使用し、他の使用者や近隣の迷惑になるような行為をしてはならない。
2. 使用者で前項に反する行為があり、管理人が注意しても改めない場合は使用を中止させることが有る。この時は受領した使用料は返さない。
 3. 会場の使用を終了したときは、会場を清掃し管理人に連絡して返納する。
- 第 11 条 使用者が備品等を使用する時は、管理人の指示に従い所定の場所より取り出し、使用後は個数を点検して返納する。
- 第 12 条 使用者の過失不注意を問わず建物附属設備等を破損若しくは重大なる損害を与えた時は、使用

者は弁償の責を負う。

第 4 章 公会堂建設協力金の残余金

第 13 条 この公会堂建設協力金の清算残余金を特別基金とし預金として確保する。

第 5 章 附 則

第 14 条 この規則の運営上別に規定を設けることができる。

第 15 条 この規則は昭和 52 年 8 月 14 日より施行する。